

第11回新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会

議事録

内閣府公益認定等委員会事務局

第11回新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会

日時：令和7年12月16日（火） 9:57～12:01

場所：虎ノ門37森ビル12階 会議室（Web会議併用）

【出席者】

参 与：湯浅座長、生野参与、大塚参与、岡本参与、黒田参与、溜箭参与、

林参与、藤谷参与、松前参与、弥永参与、吉谷参与

事務局：高角局長、大野次長、魚井課長、中山法令基準室長、豊福企画官代理

【議事次第】

1. 開会

2. 議事

- (1) 公益信託認可ガイドライン案について
- (2) 新公益信託制度の施行に向けた対応等について
- (3) 信託契約イメージ（特定資産）について

3. 閉会

2025-12-16 第11回新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会

9時57分～12時01分

○湯浅座長 定刻にはまだ達していないのですけれども、皆様おそろいのようなので、ただいまから第11回「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会」を開会させていただきます。

参与の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、まず、事務局から事前連絡をお願いいたします。

○豊福企画官代理 本日の参与の出席状況について御報告いたします。溜箭参与がオンラインで参加となっております。

今回、会議室では、お一人に1つずつマイクを設置しておりますので、参与の皆様におかれましては、御発言の際にはマイクのスイッチをオンにしていただき、御発言が終わりましたらオフにしていただきますようお願いいたします。

資料の確認だけ先にさせていただきます。

高い山と低い山、2つございまして、高い山のほうは事務局が提示しているもので、全部で7種類ございます。ただ、資料3、4につきましては、印刷する関係で何部かに分かれているところでございます。左側のほうに岡本参与から頂いた意見としまして意見書2部と、パブリックコメントの御指摘部分について3部の資料がございます。過不足等ありましたら、近くの事務局のほうに言っていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○湯浅座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと存じます。

議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

初めに、1番の公益信託認可ガイドラインの意見募集結果とガイドラインの主な修正点につきまして、続けて2番の新公益信託制度の施行に向けた対応等について、事務局から御説明をお願いいたします。

○豊福企画官代理 それでは、私のほうから御説明させていただきます。

公益信託認可ガイドラインのパブコメの主な意見とガイドラインの主な修正点について御説明させていただきます。資料1の研究会説明資料の7ページと資料3の主な修正点と一緒に見ながら説明させていただきます。

11月6日から12月5日まで実施したガイドライン案に対するパブリックコメントにつきましては、全部で71件、また11月6日から27日まで実施した都道府県からの意見聴取につきましては、31件の御意見が寄せられております。

主な意見の内容は、資料1の7ページのとおりとなっております。パブリックコメントでは、小規模なものや、予見可能性の話、ガバナンス確保のための具体的な方法、監督の

実効性、一元的な窓口等についての御意見を頂いております。都道府県のほうからは、行政府間での情報共有、立入検査の行政庁間の連携、マネーロンダリング対策、問合せ窓口等について御意見を頂いております。

7ページに章別の意見数を並べておりますけれども、パブコメのほうでは全体から4章まで10件程度満遍なく来て、5章はある程度あって、6章、7章と様式については少し減っております。都道府県からは、第6章、監督の部分が一番多くなっていまして、それ以外のところについてはちょこちょことあるような形になっております。

一応これらを踏まえまして、資料3にガイドライン案の修正案がありますけれども、こちらにつきまして、11月に提示しました素案から修正箇所を黄色いハイライトにしております。

資料3と資料2と一緒に見ながら、主な修正点を全部やると時間がかかり過ぎますので、幾つかピックアップしながら説明させていただきます。

資料2の項番に沿って説明させていただきます。

項番1では、第1章第1節第3のところ、軽量な公益信託について、本文の記載部分に一部転記がなかったので、こちらのほうを転記するようにということで、本文におきましては、資料3の6ページの黄色いハイライト部分が項番1に対応する部分になります。このように項目のところにありますページ数と一致するような形にしているところでございます。

続きまして、項番4は第2章の28ページです。申請書に記載する「収益が生じる公益事務」について、最初、特段の制約がなく、1円でもかというような御意見がございましたので、「相応の」ということで、一部、規模の概念を導入しているところでございます。

続きまして、資料2の2ページの項番6、第2章第1節の38ページです。こちらでは、合議制機関の設置が求められる場合の対応について若干記載を修正しているところです。この辺りはパブコメの意見があった部分を反映している箇所でございます。

続きまして、項番10は第3章の部分です。第3章は別冊になっているので、どちらのほうでお願いいたします。ページ数はそのまま続けておりますので、64ページになります。公益信託事務の処理に係る重要な意思決定は、法人としての重要な意思決定手続に準じた手續で決定される理由・背景としまして、④を追加してはどうかということがございましたので、こちらを修正して追記しているところでございます。

続きまして、項番12は第3章の84ページになっております。公益信託報酬の例示として、定率と定額の混合方式を追記ということがございましたので、考え方としまして、公益事務に要した額の、例えば年何%に幾らを加算したというような考え方を一部追記しております。

続きまして、項番14は第4章の99ページです。こちらは、注釈のほうになりまして、遺言の中に受託者の指定がない場合等の対応について追記してはどうかということがございましたので、注記のところで追記しております。

項番18、第4章第1節、116ページでございます。公益信託認可後の信託財産の受入れ時期について「遅くとも」があると誤解を招くということがございましたので、こちらを削除しております。

続きまして、資料2の4ページで項番19、第4章第1節、125ページを見ていただきますと、信託行為に基づき定められる規程等の作成に係る背景について追加のコメントをしております。こちらもパブコメの意見を受けてのところになってまいります。

続きまして、項番22、第4章第1節、135ページです。利益相反行為等への対応等に係る背景等の説明文の一部を修正しているところでございます。

続きまして、資料2の5ページ、項番24、第4章第2節の144ページ、添付書類のところです。信託行為の内容を証する書面に対する押印の部分は黒塗りについて記載しているところでございます。

続きまして、項番29、第4章第1節、153ページです。「信託管理人の承認を受けたことを証する書面」につきまして、本人からの電子メールなども想定している旨を追記しているところでございます。こちらもパブリックコメントを受けて反映した部分でございます。

続きまして、資料2の6ページ、項番31、第4章第2節、162ページです。信託財産が不足するような要因で公益信託を終了する場合に係る説明を修正、追記しているところでございます。こちらは都道府県の意見を受けて修正しているところでございます。

続きまして、項番34、第5章第2節、195ページです。「財産目録等」につきまして、「信託行為の内容を証する書面」の内訳が公益信託法第20条第1項等の書類であるかのように誤解させるような記載になっていましたので、これが別物であるという修正をしているところでございます。これは、私ども内部でいろんな確認をしている中で気づいた点でございまして、自主修正をしております。

続きまして、資料2の7ページ、項番37、第5章第2節、212ページです。信託概況報告時に記載するようなものにつきまして、合議制機関を置く場合の活動状況に記載すべき例としまして、委員の状況等につきまして追記しております。こちらも自主修正でございます。

続きまして、資料2の最終の8ページ、項番41、第5章第2節、226ページです。特定資産公益信託の信託帳簿につきまして、複式簿記でなくても構わないということを言っているところでございますが、原則としつつという表現で明示的にしているところでございます。こちらはパブリックコメントの御意見を受けての修正でございます。

続きまして、項番42、第5章第2節、228ページです。個人への閲覧請求につきまして、受託者が個人事業主である場合、その事務所にて閲覧請求を受け付けることできる旨を明記しているところでございます。こちらは自動的な修正でございます。

続きまして、項番45、第5章第2節、229ページ、行政庁への提出等のところです。行政庁が受託者による公益信託事務の適正な処理を確保するために必要と認める書類につきましての例示を幾つか追記しているところでございます。こういうものがあったほうがよか

ろうということで幾つか追記しているところでございます。

このようにパブリックコメントを受けまして修正した部分につきまして、黄色マーカーで明示しております。その他、誤字・脱字や表現等につきましても修正していますが、これらについては見え消しで修正履歴を付していますので、そちらを確認頂きたいと思っています。

続きまして、新公益信託制度の施行に向けた今後の対応について説明させていただきます。資料につきましては、研究会資料の8ページをお願いいたします。8ページ以降に新公益信託制度の施行に向けた対応等について記載しています。

まず、8ページに、私どもの心意気というか、新公益信託制度の施行まで残り4か月ということで、公益の増進、活力ある社会実現という公益信託法の目的が達成できるよう、必要な検討と対応を行ってまいりますという私どもの気持ちを表明しているところでございます。

では、具体的に何をするか、9ページ、10ページ、11ページに書いているところでございます。

9ページは、施行前の話で、これから3月末に向けての活動内容でございます。12ページにタイムラインを書いていますので、こちらを参照しながら見ていただければと思っております。

施行前は、都道府県や関心のある方への説明会等を実施して、公益信託というものをいかに周知するかということでございます。それとともに、ガイドラインよりももう少しフレークダウンした移行や新規認可に係る手引等の作成や申請のシステムを整備、FAQ、いわゆるQ&Aみたいなものとか契約書イメージも可能なものから順次作成、公表する予定にしているところでございます。

施行前の説明会等について書いてありますけれども、ガイドラインに関する説明会を12月22日、来週、都道府県向けに行っていく予定にしております。それから、1月から3月にかけまして、全国6か所で制度説明会、いわゆるセミナーみたいなものを開催する予定にしております。仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡の6か所で、午前中に制度的な説明、午後はワークショップをしながら、より理解が深まるようなことでやろうとしているところでございます。

それとともに、士業の方々や中間支援組織、金融機関等にも働きかけながら、要望に応じまして、講師の派遣等をしながら、周知をいかにやっていくか、考えているところでございます。

施行前に手引やシステム構築をするのですけれども、申請の手引の作成・公表、信託契約書のイメージ、これは特定資産公益信託と、もう一つ、株式配当助成型、こちらはいろいろお聞きしている中でもニーズがあって、かつ実現可能性が高そうなものと考えましたので、作成を考えているところでございます。あと、可能な範囲でのFAQや、受託者向けの分かりやすい資料も作成して公表する予定にしております。

申請システムにつきましては、公益法人と同じようなシステムを活用する予定にしておりまして、令和8年2月には一旦プレリリースする予定にしております。できれば、関係者の方々、既存の信託銀行の方々や都道府県の方々にもプレリリース版を使っていただいて、何か不都合とか使い勝手の悪さ等あれば御意見を頂きながら、さらなる使い勝手のよさに向けて整備をする予定にしております。

続きまして、10ページは施行後の取組です。手引・システム等の継続的整備や、運用の中で継続的な見直しを行います。制度普及に向けまして、いろんな方々への説明会や相談に継続的に対応していきます。最終的な制度見直しにつきましては、新しい公益信託制度の運用状況を踏まえて、ガイドラインなどについて継続的に年1回程度は見直しをしていく予定にしております。また、必要があれば、公益信託規則等につきましても、5年後見直しを待たないで検討していく予定にしております。当然ながら、法施行後5年をめどにした見直しを踏まえた検討を実施していく予定にしております。

11ページは、ガイドラインへの意見を受けまして、事務局のほうで検討していきますと回答している部分です。ここについては、今回のガイドラインですぐに見直すかどうかというのもありますけれども、引き続き、私ども宿題的な意識としまして、テークノートしているところです。

全体や第1章では、指定寄附や冠基金と公益信託との違いの整理、軽量な公益信託についての一層の簡素化、第3章関係では、営利企業が受託者となる場合の意思決定手続の在り方やキャピタルゲインの扱いの話です。第4章の公益信託認可基準等のところでは、利益相反行為の話や、公益信託成立のための手続の流れを示すもの、任意団体の扱い、こういったものを検討事項にしているところでございます。第5章も同じように、財務規律・情報開示・会計等のところでは、軽量な公益信託、公益事務実施についての測定・評価、公益信託の事業費・管理費の区分や配賦基準等について、第6章の監督につきましては、同一の受託者に対する複数の都道府県からの立入りがあった場合の調整の方法、こういった実務に即したこと検討事項としてテークノートしているところでございます。

私のほうからの説明は以上でございます。

○湯浅座長 ただいまのガイドラインの主な修正点、それから新公益信託の施行に向けた対応等の御説明につきまして、皆様から御意見、御質問を頂きたいと存じます。御意見、御質問のある方は挙手をお願いいたします。オンラインの御参加の方も御意見ありましたら挙手ボタンでお願いいたします。

それでは、弥永参与、お願いいいたします。

○弥永参与 ありがとうございます。

まず、直していただいたところとの関係で一点、御質問したいのですけれども、144ページのところで、個人である委託者や信託管理人の住所を墨塗りできるというのですが、この方々というのは、特に信託管理人の場合に弁護士さんとかだったら、本当の住所ではなくて事務所の住所でもいいということになっていたのでしたか。住所というのは、一般論

として。

○湯浅座長 事務局から御回答をお願いします。

○豊福企画官代理 一応、そのようにしております。

○弥永参与 そうですよね。そうすると、事務所の住所まで黒塗りするのを認めていいのか、必要があるのかというのが気になったということです。個人の住所だったら必要があると思いますが、事務所を認めるのだったら、それは本当に必要か、気になったというのが一点でございます。

それから、ちょっと時期を逸していて申し訳ないのですけれども、信託帳簿との関係で224ページのところで日付とかを消していただいて、一方で、226ページの特定資産公益信託のほうも収入・支出の日付を消していただいたということになっています。224ページと226ページを比較したときに、どうも印象として、一般的な公益信託の信託帳簿のほうを合計残高試算表でいい、そういう考え方を示しているわけですけれども、226ページの特定資産公益信託との関係でいうと、下から2つ目の丸でいくと、収入・支出の金額とか、収入・支出が行われた科目、これが記載されるということになっているので、合計とか残高という形に集約されたものではなく、特定資産公益信託の場合に一個一個の収入・支出の科目と金額が記載されるということだとすると、特定資産公益信託の信託帳簿のほうがはるかに詳細、通常の公益信託よりも詳細ということになるのではないかという気もします。むしろ特定資産公益信託のほうが簡略化されていいというようなイメージを私は持っていたので、ここでバランスが取れるかなというか、整合しているかなというのが気になったということです。

○湯浅座長 ありがとうございます。

書き込み不足というところかもしれませんけれども、事務局から御説明をお願いします。

○豊福企画官代理 224ページの合計残高試算表という表現の話ですか。

○弥永参与 いや、合計残高試算表というのは集約された形なので、一個一個の取引はここからは全く読み取れないわけです。それで通常、公益信託はいいのだ、そういう考え方を224ページは示しているのですが、226ページの下から2つ目の丸というか、下から5行目の辺りからすると、特定資産公益信託について言うと、むしろ一個一個の収入・支出ごとに科目と金額が書かれるというふうに理解するのが自然だと思うので、そうすると、一般的な公益信託のほうがはるかに情報量として少なくていいということになってしまって、そうすると整合性が取れるかなというのが急に気になったということです。今回、日付を消していただいたというのをきっかけにそこを見たら気になったということです。

○湯浅座長 ありがとうございます。

これは、合計残高試算表でもいいというのが書き漏れているというか、書いてあつたらしいのだけれども、信託帳簿は公益信託でもオーケーなのだから、特定資産公益信託でもオーケーだというふうに読んでいただきたいという趣旨かもしれません。弥永参与がおっしゃるような誤解を招くかもしれないとするならば、書いておいたほうがいいということ

ですかね。

○大野次長 座長の御指摘のとおりかと思っております。言葉遣いにつきましては、こなれていないところがありました。ありがとうございます。

○弥永参与 ありがとうございます。よろしくお願いします。

○湯浅座長 その他の参与の方、何か御意見等ございますでしょうか。膨大な修正部分がありますので、なかなか難しいでしょうけれども。

岡本参与、お願いします。

○岡本参与 私はいっぱい出しているので、すみません。皆様の時間をあまり取って申し訳ないことはしたくないのですが、私が出している資料は、意見書2というものが総括的な話を書いているもので、パブコメの応答についてのコメントというのは、パブコメの一つについて応答しているのについて、私がパブコメに対する応答に対するコメントをつけたものです。いろいろ丁寧に左側のほうの資料で色づけさせていただいているものにテキストで加えたものが別刷りになっている、そういう資料の構造になっています。ただでさえ、300ページの資料に対するコメントなので、それについてまたコメントのコメントのコメントみたいになっていて申し訳ないです。それぞれのコメントについてはそれぞれの経験や実践に基づいたかなり深い御提案があるのに対して、ちゃんと答えていないのではないかと私が思ったことは、ちゃんと答えていないという指摘をしています。

例えばテキストのほうで見ていただけるといいかと思いますが、一番最初の3ページのところでは、審査期間を短くしないと、委託者と受託者の間で、例えば片方の方の御意向が変わったりとかいろんな形で紛争が起こることも考えられるので、その期間を短くしないと混乱が非常に起こりやすくなるのではないかという御指摘があったかと思います。その点について、必要なことをちゃんと審査しますという御回答になっているので、それはそうでしょうけれども、短くしないと問題が起こりますよということについて、短縮化することをどういう形で対応するのかについては答えはない。この方は、基本的に出されたものの真実性については前提として、それが間違っている場合には後で取消しとかできるわけだから、そういう意味での過剰な証拠書類を求めるようなことをしないほうがいいのではないかということや、規程類等についても、整備すべき規程類というものがいれば、それについての事後提出も可能にすべきではないかということで、審査期間の短縮化の具体的な提案もされておられるのだけれども、それに対して応答がないので、向こうが出されている懸念に対してきちんと答えたらしいのではないかということを最初のことでは言っているわけです。

これを全部挙げていると、それこそ会議が終わってしまいますので、そういうことはしないでおきたいのですが、幾つかピックアップすると、17ページのところでは簡素化の話で、ある一定の条件に合致した場合、特定資産公益信託的運用をしてはどうかという御提案があるのだけれども、それは事業類型としても簡素なものであるということを前提にして、そういう意味での緩和を求めており、それに対して特定資産公益信託でないもの

については無理ですという回答をしても、提案者の趣旨に合致していないので、小規模であるとかシンプルなものに対してどのように対応するかということを、提案に対するちゃんとした御意見を出したらどうかということです。

それから、33ページの営利競合の問題で、これは公益信託法のガイドラインのときでも結構激しい議論があったことだと思います。今回も提出者の方が、社会通念がどんどん変わっていて、企業もSDGsで本体が社会貢献をいろんなことでやられているので、非営利組織がやっている事業というのはほとんどみんな営利企業がやっているというような状況で、営利競合の問題を前面に出していくというのは社会通念上間違っているのではないかということを言っているのに対して、社会通念に従って対処しますというような言い方というのは妥当ではないと思うのです。なので、少なくとも公益法人では、そういう見直しの必要性について検討を行うということを注記されたのですね。それについて公益信託のほうはどうなのかということをちゃんと考えて対応すべきだと思います。

それから、例の相応の収益の話で、39ページですけれども、これはセキグチさんが出された御意見だと思います。ここは収益が見込まれるものは全部書けということに対して「相応の収益」という形で対応されていて、受け入れていただいてよかったですとありますが、「相応の」という中身をもう少しきちんと書かないと、「相応」というのは何なのか、よく分からぬということなので、そこもきっちり応答してはどうですかということです。それから、社会通念が変わっているということを指摘しているのに対して答えになっていないではないですかということを言っています。

40ページのところは、タイプミスがあって、誤解が生じやすい注意点を指摘するので、その点について改善されることはどうかということでございます。これは専門家についての話で、専門家を士業の人だけというように読んでいくところについて、いや、そればかりではないと、私がこの委員会でも指摘したことがあって、専門性というのはいろいろあるでしょうということを言ったことに対して注記がついていて、そこはポジティブなだけでも、例えばイギリスのチャリティーコミッショングだと、理事に当事者を積極的に入れることが重要なのだ、こういう形の指導をしているというか、メッセージを出しているのです。当事者性がある人たちというのは専門性を持っていると考えて、例えば障害者の事業については障害者に入っていただくとか、子供に関する助成金のときは子供たちに入つてもらうとか、子供に専門性があるかというと、それは難しいけれども、幅広い当事者性を持った人たちの関与を認めるというようなことも考えていくべきなのであって、いや、注記がありますというだけではなくて、士業の人だけではないかと思われるような誤解を招きやすい記述になっているのを直してはどうかという指摘に対して応答していないということも問題だと思います。

それから、44ページの意見ですけれども、公益認定等委員会の委員の方が、それぞれの会計書類、いろんな会計様式がある非営利セクター、学校法人、社会福祉法人、違っているわけで、それについて全部精通しているなんてあり得ないので、監査意見または会計監

査人意見がある場合について、審査について限定してはどうかという具体的な提案をされているのだけれども、それに対する応答が十分にないのではないかと思います。委員の方の負担、地方の、私もいろんな方を知っていますが、そういう専門性を持った委員というのは本当に少ないので。少ない中で、ほかの会計が読めることを前提としたような規定をつくるのはやめたほうがよろしいのではないかという御提案をされているのに、それに対して答えていないのは問題ではないかということです。

それから、47ページですが、信託管理人の役割を基本的には外部監査人的役割にすべきで、日常的な運営に関与させることをすべきではないという意見なのです。これはいろんなまた別の側面もあって、小さいところだと実際には一緒になって運営するというのがあり得なので、だから一概にそればかりでいいかどうかというのは別だけれども、例えば今回も、受託者が提出しなくてはいけない書類について、法人の総会、評議員会でもう一回チェックするなんていうのは、つまり、二重になって法人より重い規定になってしまふという可能性があるので、そういうことも含めて限定するということについて考えてはどうか。つまり、信託管理人の役割ということについて、この中でも、第三者性を維持するものなのか、一緒になって日常的に関与していくべきなのかということについて、ぶれていらると思うのです。それは信託行為の書き方によって異なるのではないかという御意見もあったかと思いますが、信託管理人の役割について十分に定まっていない中で、そのことが負担の増大に結びついているのではないかという御指摘があると思います。そこについてはちゃんと検証すべきなので、その点について考えてはどうか。軽量型のものについて信託管理人を3人つくりなさいという話がありますけれども、これは軽量型なのでしょうかねと、軽量であれば軽量的な、1億と3000万というのは結構大きいと思うので、もうちょっと小さくていいと思いますが、そういうことも含めて考えてはどうでしょうかということについて応答がちゃんとされているとは思えないということを指摘したいと思います。

それから、48ページですが、これは、受託者法人の本来業務と信託の目的とが相似である場合、同じである場合、問題が出てくるのではないかということで、どういうふうに利益相反の問題を考えるかとか、競合行為とか、そういうことについての問題の御指摘です。これは結構重要で、特にNPOが、いろんな団体が受託する場合に競合行為の問題はすごく大きくなってくることなので、やはり問題をちゃんと整理する必要があるかと思います。これはガイドラインレベルなのか、その前ですべきなのか、もっと前でやるべきことかと思うのですが、信託法第2条に専らその者の利益を図る目的を除くというのがありますね。つまり、受託者の目的と全く同じ目的というのは信託ではないでしょうという話があります。これとの関係でどういうふうにきちんと位置づけるのかということについて整理したほうがいいのではないかということを私は考えています。全く同じ目的だったら寄附ではないのかといったときに、いや、そうではないのだと、寄附ではなくて信託にする意味があるということをこういう要件でもってちゃんと確認していきたいという、もちろん法人

の目的と信託の目的が同じだったら、その目的が全く同じなのかというと、実際にはもう少し具体的に考えると異なってくると思うので、その辺りを整理していくことが重要なのではないかと思います。

どんどんはしゃっていきますが、54ページです。特定資産の場合とか、後でもあるのですが、安定資産の概念がぶれているのではないかという御指摘があつて、いや、別々の文脈で別々に使っていますという応答だったと思います。そういうことはやはり分かりにくく問題なので、特定資産の場合に安定資産のみの運用で利益が出されているのかというと、善管注意義務の免責をしているのか、特定資産の場合はという議論が出てきても不思議はないと思うのです。その辺りのことについてきちんと整理したほうがいいのではないかと考えます。その点をちゃんと応答していくべきだと思います。

それから、57ページは、以前言いました法人のほうの社員総会、総会での書類の承認について、法人ガバナンスの問題だということを私は指摘していますが、同じことが提起されているので、そこについては対応すべきではないかと思います。つまり、公益信託で信託管理人が監査して、もう一回法人でやれという、それを言ったらより重装備になるのではないかということなので、そこを法人自身の問題として考えるべきだという指摘に対して答えるべきだと思います。

59ページ、これは信託口座の問題です。安易にすると問題なのだという御指摘があつたのだけれども、回答のほうで地域の金融機関でなかつたらという話になって、全ての金融機関が地域で受入れがなかつたらよろしいですというふうにされているので、これは規制強化になっているので、全ての金融機関に問い合わせることを義務化するというのはあり得ないと思うのです。どうしてこんな規制を簡単に入れるのかと思いますけれども、もしやあれば、地域の金融機関でどこが信託口座をどういう条件でつくっているか、一覧表にして提供するというようなサービスがない限り、こんなのは当然やれないと思います。全ての地域金融機関がどれだけあるかということを調べさせて、全てについて問い合わせさせるということを義務化するのは間違っていると思います。

あと、細かいことは、細かくはないのですけれども、それぞれ重要なのですが、75ページについて、事例として出されている、こうこうこういう公益信託事務のみを目的とするというようなのは、前から国語的におかしいと、法令の文章をそのまま引き写していく国語的におかしいと言っているのだけれども、それについて具体的な内容の御指摘もあって、応答しているので、法令の文章を個別のケースでそのまま移行したら、それで使えるというわけではないことについて理解して、もう一回考えていただきたいと思います。

78ページは、追加委託者の問題で、委託者の権利がいろいろあると、追加委託をどんどん取っていくというのは大変だと思うのです。例えば地域の自然遺産を守りたいというときに、追加信託をみんなに最終的に取りたいという可能性はあるのです。それで委託者ではなくて寄附でいいではないかと当然言われると思うのだけれども、委託者の権限を非常に限定した形で、しかし信託の構造を取って、みんなでそれを支えようという仕組みをつ

くりたいというようなニーズに対して、もちろん委託者の権利は非常に限定した形でしかあり得ないと思いますが、その上でということを考えていくような事業が可能であると公益信託の評判も高まると思うので、そういう意味でも考えていただきたいということです。

80ページは書いているところです。

83ページは、任意団体の問題で、既存法人が複数集まって任意団体をつくって申請してくるような場合を想定していて、それはあまりなさそうだから変えないということだけれども、これは具体的にそういうことを考えた人が言っているので、あまりなさそうだから対応しないというのは対応にならないと思います。それと、新しく自分たちで任意団体をつくってやった場合に、それは実績がないから、財務諸表がないからというので、はじくというようなことはあり得ないのではないかという御指摘に対して、やはり実績が必要ですという回答は妥当なのか、判断に困るところだと思います。

87ページは、合議制機関の3分の1規定の法的根拠はどこにあるのかということですが、本来、公益信託の場合、受託者は自分の親族でもいいわけですね。もちろん譲渡所得税の規制とかいうことで3分の1規定が必要になるというのはありますが、公益信託そのものとして合議制機関に対して3分の1規定が当然入ってくるということは、これは入っているのですけれども、あり得ないのではないかと思います。法的規定としてないのだから、受託者でもいいのだから、受託者がつくった合議制機関について3分の1規定が当然に入ってくるということはないと思います。その点について当然かのように書かれているので、再検討されてはどうかということです。

それから、さっき言った安定資産概念にぶれがあるのではないかという意見に対して、それぞれの文脈で使っているという御回答だったと思いますが、安定資産概念に区別があるのは分かりにくいので、やはり整理をしたほうがいいと思います。

125ページのところで相続による委託者の地位の継承の話が出てきます。回答によると、信託行為に定められていればいいという話だったと思うのです。私は法律家ではないので、ここは法律家の皆さんに御検討していただきたいのですが、公益信託法では相続によって委託者の地位が継承されないとなっていますね。だけれども、信託行為に別段書けばいいということなのですが、信託行為で私の相続人に委託すればいいということが言えるのかどうかについて確認したいということです。最後です。これで終わります。

一般的なことについては、意見書2のほうに、1、2、3と書いてあります。私は意見書として既に提出していますが、今回もガイドラインの最初のところで国会の附帯決議の問題が出されています。そこに小規模信託への配慮をしなさいということが書かれているけれども、それはガイドラインの最初の国会の附帯決議の紹介には入っていないというのは恣意的であるという指摘を既にしているのですけれども、そういうことが入っていないことに表れているように、小規模公益信託の道が閉ざされているということについて、もっと軽装備性を強化するような形でのガイドラインの手直しを考えいただきたいということです。

その関係で、意見書2のほうで書いていますが、今回の信託法附則第30条か、条文を間違っていたらごめんなさい。信託法の改正がなされて、普通の法令だと出てこないのでけれども、附則抄しか出てこないので、30条のほうで、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とするものを除く受益者の定めのない信託についての、これは整備規定が入ってくるのですが、5000万以上とか何とか入っているのですが、これについて改正によって公益信託法に規定する公益信託を除くというふうに附則が変えられているのです。なのだけれども、これによって税制優遇がなくても公益目的の信託を設立したいという、つまり1階部分的なもので、従来は公益目的の受益者のない定めの信託というのは除かれて、つまり、公益目的以外の受益者の定めのない信託というのは5000万とか何とかになっていたわけです。なのだけれども、今回は、公益目的でないものを除くというのが、公益信託法に規定する公益信託を除くに変わってしまったのですね。ということは、公益目的だけれども、公益信託法に該当していないような公益目的の信託は、受益者の定めのない信託は、これは全部5000万円規制に入ってしまったということになるのです。

つまり、税制優遇措置がなくても公益目的の信託をつくりたいということは、もちろん公益信託法に定める公益信託でなければという名称独占があるので、公益信託ではないのは分かっているのですけれども、公益目的の信託で受益者の定めのない信託について全て、5000万円規制とか、会計監査人が要るとかいうような、そういうのがかかってしまっているので、そうすると小規模信託についてのその部分は全部公益信託法のほうで引き受けなくてはいけないような規定になっているわけですね。なので、その点も含めて、小さな公益信託についての対応をちゃんとるべき必要があるのだということを言っています。

それから、附帯決議の問題をあえてもう一回出していて、必要な支援がガイドラインの中に入っているかということで、もっと考えていただきたい。

それと、公益法人制度と平仄を合わせることが強く出ていますけれども、やはり信託管理人ということについてもかえって重くなっているというようなことが出てくる可能性が結構あるので、そこについて整理するべきというふうに思います。

それから、3番目、DXのインパクトを受けて手続の簡素化をしてほしいと、前から、誓約書とか何とかについて出させるのではなくてチェックでいいように、オンラインができるようにしてほしいということを言っているのだけれども、AIができるようなことはAIにさせるべきことなのであって、一々、PDFでとか書類で、自筆署名でどうのこうのというようなことをやるのは時代錯誤だと思います。これは前から言っているので、それについて今回のガイドラインについて十分に取り入れられていないのは非常に問題だと思います。

あとは、背景となることを書いていますので、最後に言うと、財産を公益目的で使いたいという民間の意向に対して、これは表現の自由に関わることで、単なる財産権の金もうけをしたいということではなくて、表現の自由を支えている規定なのであって、それを規制するについては非常に慎重であるべきだと思います。その点であまりに規制が大きくて、小さな形での公益目的での自己表現ができないような規制というのは望ましくないと思い

ます。

長くなりましたが、以上です。

○湯浅座長 岡本参与、ありがとうございます。

パブリックコメントへの回答については、幅狭のところになるべく短い言葉で御回答しようとしたので、書き込み不足というのは多分にあるかとは思います。幅広の御意見でございましたけれども、事務局から御回答をお願いします。

○豊福企画官代理 昨日頂いておりまして、まだ十分読み切れないところがありますけれども、一つ一つ真摯に対応していきたいと思っております。

一点だけなのですが、125ページの委託者の地位の相続性のところです。第7章は移行認可の公益信託が対象なので、旧法に基づく契約変更を想定したもので、そういう意味で新法が適用される前に移行認可をするための契約の変更ですので、それは旧法の規定にて処理するということで書いたつもりでおりました。

○岡本参与 移行認可の問題として書かれているのは理解していたのですけれども、ただし、この表現でいくと、非常に基本的な問題になると思うのですが、信託行為に相続人をどう決めるかという形に書いた場合にはどうなるのかということについてきちんと整理したほうがいい、そういう視点です。

○豊福企画官代理 ある意味、新法での世界とは切り離して、ここでは移行のために既存の信託の変更をするためですとか、旧法に基づいた移行の申請のための委託者をどうするかを書いているところで、あくまでも旧法の世界で整理をしています。

○岡本参与 新法の場合には信託行為で、具体的に第三者という言い方があるかと思いますが、相続人に対するとか、あるいは具体的に相続人を指定した委託者の移転を信託行為で書いた場合はどうなるのですか。

○豊福企画官代理 新法では相続性自体は否定されていますので、地位を承継するという言い方だったら地位の承継であろうかと思っています。

○大野次長 ちょっとよろしいでしょうか。その規定は意味がないといいますか、改めて相続人との間で信託契約を結んでくださいということになります。そうでない限りは当然承継はしない、相続では承継しないというのが新法の規定です。それ以上でもそれ以下でもない。ですので、信託行為で承継すると書いてもそれ自体では意味をなさない。改めて信託契約を相続人となる者と契約を結んでくださいということだと考えています。

○岡本参与 具体的に相続人に当たる方が継承者として書かれている場合にはいいということですか。

○大野次長 そこで相続人に当たる人が、契約の当事者として信託契約に入つていれば構わないと思います。

○岡本参与 分かりました。

○湯浅座長 大塚参与、お願ひします。

○大塚参与 今の点について少し補足いたしますと、新しい公益信託法33条2項について、

これが強行規定であるか、任意規定であるかについては、法制審議会の段階でやや議論があったところではありますて、恐らく強行規定であるという理解が有力だったかと思いますので、新法については、33条2項は強行規定であるという理解で運用していくのが望ましいかと思います。ただ反面、委託者の地位の移転自体はできるということが前提となっているかと思いますので、信託行為に委託者の地位が相続されると書いた場合には、それは無効であるということになるかと思いますが、具体的な相続人を指定して、私が死亡した後はこの人に委託者の地位を移転するという書き方をしていた場合には、それ自体は有効と解する余地があるのではないかと考えております。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

事務局から御回答をお願いします。

○大野次長 今の点ですけれども、例えば相続人となった者が委託者の地位を引き受けることに合意するかどうか分からぬという状況が生じるということ自体が問題ではないかと考えています。それが発生してしまうと、代襲相続とか、そんな問題も生じてしまいかねないところもありますので、相続人となるべき者が信託契約に入って、私がちゃんと引き受けますと約した場合にそれを履行されるということはあるかと思いますけれども、本人が合意していないものが、要は親の契約で子が委託者となるかどうかということについては別に考える必要があると思っております。

○湯浅座長 ありがとうございます。

吉谷参与、お願いします。

○吉谷参与 一般に行われている信託の話ですけれども、一般の信託で信託行為に、受託者であるとか信託管理人が亡くなった場合には次の受託者、信託管理人が誰かということを決めておくケースというのはよくあります。公益信託については、確かにそれは、もちろん後継の受託者や信託管理人が応諾した上で、さらに認可手続も経ないと、それが有効ではないというのはそのとおりだと思いますが、委託者については別に認可の対象ではもともとない、信託行為の中に入っているだけの存在なので、後継の委託者が誰ということが指名されていて、後継の委託者がそれに応諾したのであれば、普通は、これは私の考えですけれども、私の考えとしては当然その人が委託者になる、それについて認可は必要ではないのではないかと前から考えているということです。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

では、御回答をお願いします。

○大野次長 法律で承継しないと書かれているというのが一つと、委託者についても法律上認可の対象となっておりますし、例えば信託行為の変更等には委託者の同意というが必要となっているということになります。信託銀行の関係で、移行する場合に委託者が誰かよく分からぬというようなことが現に生じているということを聞きまして、特に長期

にわたるような場合、委託者が誰か分からぬから変更できませんなんていう話になりかねない。そういうものを防止するために法的な措置が取られていると理解しているところでございます。

○湯浅座長 藤谷参与、お願いします。

○藤谷参与 ありがとうございます。久しぶりに対面参加で失礼いたします。

やはりユーザー目線で何が具体的なニーズとしてあるのかということはもちろん重要なことであります。その意味では、岡本参与の御意見というのはいつも大変勉強になりますし、法制審などでも、具体的に公益信託がどのぐらいどういうことに使われるのかということが必ずしも見えない中で手探りでやっていた部分があるのだろうと思います。冒頭に御説明がありましたように見直しということをおっしゃって、本体資料1の10ページ目ですけれども、ガイドラインで継続的見直し、これはもちろん当然なのですが、一方で、パブコメを拝見しておりますと、これはガイドラインマターではないなど、法令の解釈・運用の問題では超えられないという問題も結構あって、そこはあまりきつい書き方はどうかと思いますが、はっきり書いておいたほうがよいのではないか。その上で、法令の見直しというのはもちろんハードルは物すごく高いのですけれども、ただ、冒頭申しましたように、結局どういうニーズがあるか分からぬ段階の立法だと、固いほうにいきますし、この後、申し上げる税の問題があるとなおさらそうなわけです。なので、そういう事例を蓄積していく、短期的には御不満、御辛抱をおかけしますけれども、立法事実を積み上げていく法改正、法改正は重たいですけれども、そういうことを考えるということは一つあるのではないかと思います。

その意味で、岡本参与の御意見は一つ一つなるほどと思いながら伺っていたのですけれども、例えば39ページのところは、最高裁判例があるので、逆に言うと最高裁判例は社会通念の変化に対してオープンなのですが、ガイドラインの範囲で社会通念が変わったから大丈夫だとは言えなくて、結局、社会通念が何かということを見て、その都度判断するという、リスクを当事者にぶん投げている。言葉は悪いですけれども、最高裁判例があるので、それ以上、行政庁の立場で書くのは難しいのだろうというのは、お立場は分かるところであります。

あと、税の話ということで言うと、収益事業周りの「相応の」という話は確かに私も分かりにくいかというふうに思うのですが、これは私たちが踏まえておかなければいけないのは、新公益信託法の立てつけは、収益事業の問題がそもそも生じない、生じてはいけないという前提でつくられてしまっている。国税庁が出てこないような仕掛けになっているわけですね。同じことは、実は意見書2で頂いているコメントの税制優遇がなくてもという話にも関わるのですが、新公益信託法の前はそもそもこういうことができるのかどうかというのがよく分からぬ状態で、普通に読んでいくと、目的信託のほうにカテゴライズされて、受託者に渡した段階で信託財産を法人と見て、そこに贈与した受贈益、30%税金を持っていかれるみたいな、正直全く使えない仕組みになっていて、ただ、それをやった

人がいないので、本当のところどうか、分からぬという状態がずっとありました。

日本の法文化として、欧米の、特に英米のように、取りあえずどんどんやってみて、リスクを取ってということを当事者もなかなかおやりになりにくいし、行政庁もある種のパートナリズムだと思いますが、そういうことが起こらないように先回りして配慮してしまっているというところが一つあるのかなと思います。

いろんな書類を出させるというのは、確かに事後チェックという観点からするとよろしくないというのは一般論としては私も賛成するのですが、逆に事後チェックするための情報というのが行政側にないと、これはどうしようもない。逆に言うと、事後チェックが絵に描いた餅ということにもなりかねないということで、ただ、その辺りは抽象的に言っていても仕方がないので、やはり見直しというところが重要になってくるのだと思います。

いろいろとまとまりのないことを申していましたけれども、まとめますと、今回、ガイドラインですから、ガイドラインでできることと立法マターを分けた上で、法令改正マターについても、しかし、それに対してはむしろ積極的に立法事実を積み重ねていくという姿勢は大事ではないかと思っているという次第でございます。

お時間を頂き、ありがとうございました。

○湯浅座長 御整理ありがとうございます。

○岡本参与 ありがとうございます。

御指摘のとおりの点が多いと思いますが、今日、恐らくガイドラインの最後になってくるので、政省令というか、府令からガイドラインで、後はモデル信託とか何かつくっていくという段階に入るでの、今日がそういう意味での下位法令に関する議論の実質的には最後になるかなと思います。本法、公益信託法自身の改正の問題は、5年あるけれども、5年以前でもというのが、早めに対応すべきことについては早めに対応するということが、たしかどこかに書かれていて、私はこれはすばらしいと思ったのですけれども、ガイドラインについても毎年見直していくということもやぶさかではないということが書かれていたと思います。そういう意味で、こういう政令についての審議の最後の機会になるということなのではないかと思いましたので、原則的な修正について考え方を書いておきたいということで書いたところもあります。

そういう意味では、パブコメのほうについても、見直しについて鋭意検討いたしますというような話で、ちょっと控えられている部分が多いのですけれども、そこについては宿題としてきちんと対応することを、コメントについてもニュアンスとしてはちゃんと対応するということを入れていくことが次の法令改正とかガイドラインの改正のときの手がかりになると思うので、あえて入れたということも御理解いただけたらいいかなと思います。

社会通念についても、そこは注記を公益法人のほうでもしていたので、そういう意味での宿題をちゃんと残すという形は非常に重要だと思います。それが手がかりになって次の第一歩を前に進めるということなので、そういう趣旨も込めて書いておりますので、御理

解いただければと思います。

以上です。

○湯浅座長 岡本参与、ありがとうございます。

では、事務局から御回答をお願いいたします。

○大野次長 藤谷先生、どうもありがとうございます。先生の御指摘も踏まえてと思っております。

今日お配りした資料におきまして書いていますけれども、確かに法律の改正というのは非常に重たいということで、だからこそ5年後見直しというのが入っているものだと思っております。その一方で、内閣府令、政令レベルというものであれば、もうちょっとレベルは下がってくるのかなと、これも重たいものではあるのですが、不都合が生じれば柔軟に見直すということは今回の資料に書かせていただいているとおりです。ガイドラインはまさに運用する中で何かあればすぐにでも変えてしまえばいい、そういうものだと思っております。よろしくお願ひいたします。

それから、岡本先生の先ほどの意見について幾つか反論させていただきたいと思っております。まず、事実関係として、附帯決議を恣意的にということをおっしゃるのですが、小規模公益法人等の支援というところは公益法人の話と理解しております、小規模公益信託を支援しなさいというようなことは附帯決議の中では言われていないと考えております。もちろん小規模な公益信託を想定してやっているわけですので、それができるように取り組んでいきたいと考えておりますけれども、附帯決議の宿題とは考えておりません。

それから、総論の話といたしまして、まず、目的信託をどうするのかということがあるかと思います。これはなかなか難しいところではあるのですけれども、やはり目的信託、受益者というものがいない、ガバナンスがなかなか機能しないものに対して、非常に警戒感が強いということで法律の規定がなされているという事実を我々としてはしっかりと見なければならぬと思っております。この信託法附則の見直し自体は法務省が所管しており、内閣府の所掌外ではあるのですけれども、法務省のスタンスとしては、ニーズがないのだというようなことをおっしゃっておりました。ここをどうするかということはありますけれども、繰り返しになりますが、過去100年ぐらい遡ると、信託を自由にやつたら、おかしな受託者がたくさん出てきた結果として信託業法というものは生まれてきたということもあります。内閣府としては、目的信託についての受託者について厳しい規制があるという現実を踏まえた上で、何をやっていくのかを考えしていく必要があると思っております。

それから、公益法人との平仄という形でございますけれども、一昨年の有識者会議の報告がありますが、公益法人制度と整合性を持った形ということは一貫した流れであると思っております。先生も御指摘のとおり、信託なら簡単にできる。単位が1人でもいいというような制度、形がですけれども、そこは、公益法人制度と整合性を持つということで、実質的な問題として、技術的能力及び経理的基礎を個別に見ていく、形ではなくて実質を

見るというのが公益法人制度と平仄を取るという意味であり、法制度であると理解しております。

先ほど3分の1基準について法律上の根拠は何かということをおっしゃいましたけれども、そこは基本的には技術的能力ということになると思っております。別にそれがなくても特定の個人なりに利益を与えることがないのだと、特定の個人あるいは家族のために運営されることがないということがちゃんと確保されていると言えるのであれば、別に3分の1規制自体には法律上の根拠はありませんので、絶対に必要というわけでは当然ございません。ただ、3分の1基準というのがあれば、特定の親族のために財産が活用されないということが確保できるのではなかろうか、そういうことが、公益法人制度との基本的な平仄ではないかと思います。こちらに書いていますけれども、別に合理的な理由があつて、そんなものは要らないと、例えば公益事務の内容が裁量の余地がないというようなものであれば、そんなものは要らないということになるかと思います。そこを実質的、合理的に考えていくということはガイドラインにも多々触れているところでございます。

その他もろもろありますが、私もガイドラインの書きぶりについては考えなければいけないと思うところがあります。網羅的に調査することなんかできないというような御意見があるわけですが、我々としては、網羅的な調査をしてくれと言っているつもりは毛頭ないわけでございまして、そこは社会通念に照らして当然可能な範囲でやっていただければいいと思います。

信託口座の部分についてどうすべきかは迷ったところもあるのですけれども、当然ながら、全ての金融機関に問い合わせて、ないことを証明しなければ駄目だというようなことは全く想定していませんでした。明らかにここでやっているのにとか、ここならできることが明らかであるにもかかわらず、やらない、それはさすがにおかしいでしょうというぐらいの意味であると思っております。この書きぶりが厳し過ぎるというような御指摘であれば、もう少し検討したいと思いますが、少なくとも網羅的な調査をしなければならないなどということは一切考えていないというところです。

それから、大体の御指摘でありますけれども、脆弱とか小規模法人の話がありますが、個人が受託者の場合、ガバナンスが脆弱であるということは否めない事実だと思っております。脆弱だったらいけないのかという問題に、信託の内容によっては脆弱であっても別に構いませんという話であつて、小規模、個人であつてもガバナンスが脆弱でないという意見には賛成し難いところかと思っております。

あと、権利能力なき社団の関係でございますけれども、こちらは実績がという話であります、50年前に法人をつくるのが非常に大変だったという時代においてはこれを認める意義が相当あったわけです。一般法人というのを大いに設立できるという中にあって、権利能力なき社団を、団体として法人格がないにもかかわらず法律上の受託者として認めるについては、相当慎重な対応が必要ではないかと思っております。そういった中で、例えば権利能力なき社団として金融口座を持っているのかということもメルクマールの一

つにしている。実体のないものがいきなり規程だけつくって権利能力なき社団だと言われても私どもとしては認めづらいのではないか。実質的な問題として、団体の名前も受託者の名称にカッコ書きで表示するなど、実質的な取扱いをどうするのかというのは柔軟にやればいいと思っているのですけれども、法律上の受託者として位置づけるに当たっては、実績・実態というものも必要だと考えている次第でございます。

その他、細かく反論するというわけにもいかないので、パブコメにつきましても、御指摘を踏まえて、改めるべきは改めた上で委員会に諮って開示という形にしていきたいと思っております。

○湯浅座長 ありがとうございます。

岡本参与、お願いします。

○岡本参与 ありがとうございます。

大野さんにはいろいろお世話になっていますので、ありがたいと思っております。

1つ目は、小規模法人等の「等」の解釈かなと思うのだけれども、審議は実際に一緒になって行われていたということもあるので、そういう意味でいけば「等」に公益信託も入ってくるというのは全然異常な解釈ではなくて、十分にあり得る解釈だと私は思います。

それから、目的信託のお話については、これは原則の問題だと思って、実績がないというのは、もちろんニーズがあるかというのはもちろんあるし、では今まであったのかというと、ないでしょうと、それはそのとおりだと思います。ただ、制度的に塞がれているということは、原則の問題として大事かなと思って提起したということで御理解ください。

それから、今まで信託業法の話が、歴史を見ればと、ありましたけれども、そういう意味でいったら、公益信託が法律があっても50年間使われなかつたのは何のせいなのかということも問うべきだと思います。従来の主務官庁制度の中でのやり方で運用が十分に行われる体制がなかったことによって、公益信託というのは50年以上眠れる美女だったわけで、そこを変えていくためにはどうしたらいいのかということを歴史から学ぶ点としては、信託業法ができたということだけではなくて、そちらのほうもちゃんと学んでいきたいと思います。

それから、口座の問題については、先ほど言ったように、今の書き方だと全部調べるということに等しいことになっていくかと思いますので、考えていただけたらと思います。

公益法人との整合性については、小さいところでガバナンスが脆弱だというのは、もちろん個人が脆弱なのは分かっているのであって、だけれども、それを監視する体制をどういうふうにつくるかということについて、行政庁だけが監視するのではなくて、公開性を高めて、こういうものがあって、非常に大きな規模の個人に流れたら、それについては社会的に監視されるような仕組みを考えていくべきなのであって、それを脆弱だから公益法人並みにするというふうに行く議論が公益信託の議論として正しいとは思っていないということです。

それから、3分の1規制については、文脈的に、つまり受託者が親族でもいいというの

があるはずなので、合議制機関では当然3分の1規制があるでしょうというのは、これは法令の解釈の逸脱と思いますので、指摘した部分について法令上妥当かどうかは再検討していただきたいと思います。

それから、実績について、人格なき社団の話がありましたけれども、人格なき社団が、一般法が入って、それほど法的な意義がなくなった、これは理解しています。それはまさに民法の改正によって、公益法人制度改革によって大きく変わったところなのですが、今回出ている御意見は、人格なき社団でなくて任意団体の問題として公益法人とか信託銀行が一緒になって任意団体をつくって申請した場合どうなるのか、そういうような話です。そういう意味で人格なき社団の問題とちょっと違って、個々の受託者を構成している団体の実績についても考えていくことができないのかということでの、つまり、そういうメンバーによってつくられた任意団体の受託者適格の問題についてどう考えるかという話で、そこに実績がないと困るというふうに言われても困るでしょうというような、そういう文脈なので、もう少し文脈を特定して議論したほうがいいかなと思いました。

何か大分忘れている気がしますが、一応、気がついたところだけ言わせていただきました。以上です。

○湯浅座長 岡本参与、ありがとうございます。

確かにパブリックコメントを自分も読んでいて、こういうふうな御疑問を持たれるのだというのが、改めて、ちょっと驚きも含めて、ありました。例えば3分の1ルールだって、信託管理人が3名とか、これはあくまでも文章としては、ここまでやっていければオーケーとすると言っている、スペシャルな、こうやつたら完璧だよと言っているだけであって、それを必須とするという意味ではないと自分は読んでいたのですが、義務づけられているというふうに読まれる方もいらっしゃる。

それから、先ほどおっしゃった金融機関全部さらわなければいけないというふうに読まる、もしくは受託者の決算書に誤りがあった場合にはということで、委員会等々が誤りがあるかないか全部確認しなくてはいけない、そういうふうに読まれる。それも私の読み方とは違う見方なので、これはパブリックコメントの回答なのか、ガイドラインなのか、本文なのか、分かりませんけれども、そういう誤解がなるべく生じないような書き方もしくは御回答にすべきなのだろうと改めて思いました。

では、事務局から何かございましたら、お願ひします。

○大野次長 座長の御指摘のとおりかと思います。私どもの意図としては、そのようなことはない。3分の1の話にしてもこれならいいという例を挙げているだけで、個別の事情を踏まえて別の判断をすることがあり得ることは当然の前提として書いているところでございます。誤解を招かないようにすべきであるという岡本先生の御指摘は、傾聴しなければいけないのですけれども、書けば書くほど分量が増えてしまうというところもある中で、どこまでできるかというのは検討していきたいと思います。

○岡本参与 多分、3人なんかは、実際に3人いないから駄目ですというふうに言う行政

官が実にいそだなという気はしますね。

以上です。

○湯浅座長 林参与、お願いします。

○林参与 林です。

個別の論点では意見を言わないで、全体に感想みたいな話しか言えなくてすみません。

岡本先生のおっしゃることに共鳴する部分もある程度あるのですけれども、ガイドラインにせよ、契約書にせよ、いろいろ御苦労されてつくられているのだなと思っているし、いろいろ配慮されていると思っているので、そういう意味では、あまり個別にはそれほど意見は言わないのですが、やはり公益法人のガイドラインをベースにつくられた面もあるから厳しくなっているとは考えています。公益法人との整合性を保たなくてはいけないのは分かりながら、違いみたいなものが厳然としてあるわけで、そこをうまくガイドラインに落とせるのかという重要なテーマがあるのだけれども、どれぐらいまでできたで言うと、まあまあ、厳しいよな、違いをうまく反映しきれていないと思って見ている部分もあります。先ほどの信託管理人の3分の1も公益信託には厳しいというのはそのとおりだと思うので、その辺、本当に悩ましいと思っています。

ただ、ガイドラインはガイドラインだし、よくよく読むと、これが絶対ではなくて違う例外もありうるし、実質をしっかり見よと大野さんもおっしゃられていて、そういう部分も読めるので、そういう意味においては、私がイメージしているもの公益信託はこのガイドラインでははじかれていないというふうに思っています。そういう意味においては、これも参考にしながらやっていくのでしょうかけれども、ただ、岡本先生が言われたように、現場の都道府県の担当者がばっちりガイドラインどおりでないと駄目だというふうに言うかもしれない、その危機感みたいなものは強く持っているので、それではいけないのだということをここでしっかりと言って記録に残したいですし、あるいは今後の都道府県の方への御説明でも、言われたように実質的なものをしっかり見て判断してくださいということをおっしゃっていただきたいと思っています。

弁護士としては、将来関わるときに、当該事案では信託管理人は1人でないと駄目だというときに、申請のときに行政官の人たちとどれぐらいネゴするか、説得するか、それが仕事になるのだろうと思っていますが、そういう余地はガイドラインの中では十分あると思っているので、そこは指摘したかったことが一点です。

それから、さっきの目的信託のことは本当に悩ましく思っていて、法制審では目的信託の周辺も改正すべきだということを強く言ってきた立場だったので、結果、実現しなかつたということで残念ですが、でも仕方がないところです。要するに、公益信託で認可されなかつたら目的信託の要件に該当しないと、法的には残らない、そのシステム自体は残念ながら今の時点としては受けざるを得ないと思っています。ただ、公益目的で活動したいのだけれども、何らかの事情で認可を受けない、認可を受けられない人たちをどうするのかというのは問題意識としてはあるべきです。行政サイドが担当することなのかどうか分

からないのだけれども、新公益信託をやっていくうちにそういうものが出てきて、ニーズがそれなりにできて、ある程度安定してというか、ちゃんとできるような素地が、公益信託をちゃんとやることによって出てくるのではないかと思って期待はしているので、そういう問題意識を持つつ、今後見ていくべきいいのではないのかなと思います。これは公益活動として認められるべきなのだけれども、認可を受けられないものが出てきて、だからこそニーズがあるから改正すべきだ、そういう方向に流れていくべきと思うので、そこはそう思っています。実績がないから、ニーズがないし、ゼロなのだというのは、目的信託のあの法制審の当時の状況でそれはちょっとないよなと思ったのですが、それこそ今回、公益信託が動き始めて、公益信託の実例が出て、その周辺のニーズも現実に出てきたらいかなと思っています。

あと、モデル契約のことはまた後で言えばいいのですか。どうしたらしいのでしょうか。また後で言えばいいのですね。分かりました。

以上です。

○湯浅座長 林参与、ありがとうございます。

大塚参与、お願いします。

○大塚参与 大塚です。

まず、このような大部なガイドライン案を作成していただいた事務局には大変感謝申し上げたいと思います。

今、言われた目的信託の話とか、あるいは遺言によって公益信託を設定する場合の問題とか、結構重要な問題が残されてはいるは思いますが、これをこの場で全て解決するというのは不可能だったわけとして、今後、内閣府の皆さんだけではなくて研究者として我々も検討していくかなければいけない問題かと考えております。そういった意味で、今後、継続的な見直しをするという前提で現在のガイドライン案というのは支持できると考えております。

その上で、そういった見直しをしていくに当たっての問題の発見のプロセスをどうするのかというのが重要になってくると思います。要は、先ほど問題が生じたところを修正していくという話がございましたが、問題があるかどうかをどのように把握するのかというところを考えるべきだと思います。例えば岡本参与の御意見などを踏まえますと、ガイドラインでここが厳しいから公益信託を設定するのを諦める、そういう事例がある際に、どこが厳しかったのかというのを内閣府あるいは研究者が把握できると、よりよい制度に発展していくけると思いますので、なぜ公益信託を諦めざるを得なかつたのか、あるいはどこが変わると公益信託制度がより使いやすくなるのか、そういったことをぜひデータとして把握していただきて、それをできる限りで公開していただけると、今後、制度がよりよく発展していく契機になるのかと思います。

私からは以上です。

○湯浅座長 林参与、大塚参与、総括と今後の展望までお話ししていただけて、ありがとうございます

ざいます。

事務局から特に今後の見直しのプロセスについて御回答いただければと思います。

○大野次長 ありがとうございます。

公益法人でも、何で公益法人認定を諦めたのかというのがデータとしてなかなか取れないで、それをどうするかというのが課題だと思っております。私どもとしては、とにかく対話をしていくことが重要かと思います。その際も、許認可官庁に対して本音の言葉が言えない者が多いこともよくよく理解した上で話を聞かないと、慮った話ばかり聞いて、「問題ありません」ということをやりがちだったのではないかという一部の反省と併せて、民間公益を活性化するために何ができるのか、岡本先生も非常に厳しいことをおっしゃっているのですけれども、非常に熱心に活動されておられるかと思いますから、こういった方々から何が問題なのか真摯に耳を傾けて対話を続けていくことが必要なのではないかと思います。

特に公益信託に関する限り、どう使っていいのかを分かっている人は世の中に一人もないのではないかというのが実情ですので、我々としても、できる限り外に出ていって話を聞いて議論する中で見直しを進めていきたいと思っております。その際には、大塚先生のおっしゃったとおり、何が問題かができる限りオープンにしていくというスタンスを取りたいと思っております。

○湯浅座長 ありがとうございます。

○豊福企画官代理 若干補足しますが、ガイドラインの1章の8ページに見直しについては付言しておりますので、御確認いただければと思います。

○岡本参与 公益法人のほうは取下げ事例が非常に多いわけです。結構あるので、取り下げた法人について調査をして、取り下げた団体、申請に対してなぜ取り下げましたかということについての調査をすることは可能だと思いますので、そういう形でのデータを取っていくこともできるのではないかと思います。

ついでに言うと、前から言っているのだけれども、不認可とか、後遺症でいったら不認定の場合の異議申立てが行政不服審査法にあるのだけれども、同じところに戻るので、もう一回同じ委員会でそれを審議するという形になっています。それを過ぎたら、後は訴訟しかないということになっているので、つまり合議制機関がある場合にはもう一回同じところに戻るのです。そういうような仕組みになっていることについて私は前から問題だと言っているのだけれども、それをもう少し手直しすることはここの課題ではないのだけれども、そういう課題がある。つまり、文句が言いづらいということになっていて、イギリスのチャリティーコミッションの場合だと口頭でもいいと言っているんですね。口頭でもいいから公開の形で文句を言ってきてよろしいと、法律家を使わなくてもいいですというぐらい、実質的には法律家を使う場合が多いわけだけれども、そういう意味での不認可とか不認定に対する反論ができる、公開の場でそれを審査することができるような仕組みを、行政不服審査法、もちろんそれに準拠していただければいいというのは分かっているので

ですが、そういう形をどういうふうにうまく取ることができるかというのが実は課題としてあるのだということは確認してもいいのではないかと思っております。

○湯浅座長 ありがとうございます。

その他の参与の方、松前参与、お願ひします。

○松前参与 ガイドラインについては、おまとめいただきまして、大変ありがとうございます。

細かい点で、追加で申し訳ないのですけれども、234ページの参考①のところに様式例というのが、これ以降に出ているかと思います。2個目の丸のところの表現ぶりの問題なのですけれども、もともと様式例というのは例というぐらいで「一例を掲示する」と書いてあって、2つ目にさらに念押しで「一例であり」と書いてあって、最後に「これら様式例に倣う必要はない」まで書かなくともいいかなと思っています。開示すべき事項が漏れなく記載されていればよいぐらいにしていただいたほうが、「必要はない」まで書いてしまうと、せっかく様式例を書いているのに、何となく書かないほうがいいかなと思いました。

以上でございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

検討させていただくということでおろしいですか。

○豊福企画官代理 ありがとうございます。

○湯浅座長 その他の参与の方、よろしゅうございますか。

○岡本参与 最後に一言だけ。先ほど言ったように、公益信託で不認可になる。手続負担が重くて十分にできないから不認可になる。民間の人たち、つまり市民が自分の財産を公益のために使いたいという形で、もちろん、寄附すればいいとか、法人をつくればいい、当然ありますが、信託の仕組みのメリットというのがあるので、そのメリットを使って、小さい規模だけれども、やりたいということができないという仕組みなのですね、今の法制上。つまり、5000万円以上の法人でなければそれはできませんとか、会計監査人が入らなければできません、そういうのは受託できませんとなっているわけだから、できない仕組みになっているわけだから、そういう意味でいくと、そういう市民のニーズに対して不認可とすることの重さは非常に大きいということを理解した運用が必要ではないかと思います。ガイドラインについてもそういうところをできる限りすくい上げていくということの運用責務、先ほど言いましたけれども、財産権に基づく表現の自由のある種の展開として、つまり表現の自由が絵に描いた餅になりやすいので、その点も踏まえて運用していくことが必要だし、見直しもしていくことが必要だと、制度的にそうなっているのだということを踏まえた運用をしていくことが必要ではないかと考えます。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

それでは、信託契約イメージに入りたいと存じます。事務局から御説明をお願いいたし

ます。

○豊福企画官代理 信託契約のイメージ、資料1の13ページ以降に書いておりますので、こちらのほうで御説明させていただきます。

公益信託における信託契約のイメージにつきましては、第1回と第5回の研究会にて御議論させていただいておりました。その後、ガイドラインの作業や研究会の御議論、あと、ワークショップにおける参加者との意見交換などを踏まえまして、一旦、添付案のとおりまとめております。これは資料5になっております。

○湯浅座長 申し訳ありません。自分のほうでお話をし忘れたところがありまして、ガイドラインのほうでございますけれども、ただいまいろいろ頂戴しました御意見、こちらにつきましては、事務局のほうで着実に対応させていただくということになろうかと思います。こちらについて、いろいろ御意見を踏まえたところで事務局のほうで修正させていただきますけれども、以降の取扱いにつきまして、座長一任ということでおろしゅうございますか。

(首肯する委員あり)

○湯浅座長 ありがとうございます。御承認いただいたということで理解いたしました。

それでは、信託契約イメージのほうに入らせていただきます。では、お願いします。

○豊福企画官代理 事務局内の段取りが悪くて申し訳ございませんでした。

説明の途中になりますけれども、14ページの上段の2つ目のポツでございます。このイメージにつきましては、いろいろな立場でいろんな御意見があるというのを承っております。そういう意味では、この信託契約イメージの冒頭にも、一つの例であります、このとおり記載していかなければ認められないというものではないことや、ガイドラインと同じように、制度の運用状況を踏まえて随時見直しを行っていく旨を明記しております。資料5の冒頭に少し書いているところでございます。

添付案の主な特徴を3点ほど書いております。網羅性が重要という行政庁の考えを踏まえまして、幅広い規定を盛り込んでおります。可変的な部分については冒頭に信託要項という形にまとめて、これを穴埋め式に埋めるような形で信託契約がつくられるようにしております。ワークショップの参加者の方々と意見交換し、こっちのほうがやりやすいということを踏まえて、このような形にしているところでございます。それと、冒頭に少しお話しさせていただきましたが、ガイドラインとの整合性を一定程度確保しているということがこの添付案の特徴になっております。

今後については、具体的な事案を検討する中で添付案に疑義が明らかになったような場合には、随時、検討・修正を想定しているところでございます。いろいろお気づきの点等あれば情報提供等をお願いしたいと思っております。あと、最初にお話ししたかもしれません、関係者からヒアリングしている中で、一定のニーズが見込まれまして、実現可能性が高いと考えられる株式配当活用型の信託契約、これは企業オーナーさんが自社株を信託して、その配当金で助成事業を行うようなパターンということで聞いているところでご

ざいますが、これにつきましては、信託契約イメージの作成を年度内に外部委託する予定にしております。ドラフトが完成した後につきましては、関係者にヒアリングを行うことも検討しているところでございます。

一旦、私からの説明は以上です。こちらのほうは後ほどご覧いただければと思っているところでございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

皆様から御意見、御質問を頂きたいと存じます。

林参与、よろしいですか。

○林参与 林です。

今回の特定資産公益信託のイメージ自体も御趣旨はいろいろよく分かって、網羅的に書くとか、ガイドラインなり法に沿ってとか、最初に要項をいろいろつくって、それを踏まえて考えられて、これとしてはつくられていると理解したので、いろいろ言いたいこともあるのだけれども、それは個人的な好みで言っているような世界であろうとも思ったので、これはこれとしてというか、そういうふうに思っています。

強いて言うならというので言うと、8条の財産の冒頭で「次の各号に掲げる方法により運用する」と書いてあるのですけれども、自分だったら「方法により管理・運用する」と書くと思ったから、多分、管理と運用と両面だろうと思いました。それによって条項の並べ方も違うかもしれないのだけれども、管理アンド運用なのではないかと思っています。運用だけ書くと、個人的にはぎらぎらして見えるというか、そういうのがあって、民事のほうでも基本的に管理サイドから見ているし、公益信託みたいなものは管理サイドから見たほうがいいという感覚があるからなのですが、そういう意味を持ってということです。それぐらいです。ただ、これはこれとして、いろんなパターンのものもあり得るし、特定資産公益信託はもっとシンプルなものがあってもいいと思うので、そういう契約書イメージをどうするかというのは、ここでやるのか、あるいは民間でやるのかもしれないですが、そういう問題意識を持っているということです。

以上です。

○湯浅座長 林参与、ありがとうございます。

では、事務局からお願ひします。

○豊福企画官代理 ありがとうございます。

確かに管理という言葉があつてしかるべきというふうに、ふと今、思ったところです。全体を通じまして、もう一度見た上で考えたいと思っております。

○林参与 すみません。一点だけ。それこそ8条においても、書いてあることを書かないといけないからここに書いているということ自体は全然異論はないので、至って表現の問題、今のところに関しては、そういう趣旨で御理解いただけたらと思います。

○湯浅座長 ありがとうございます。

その他の参与の方、何かございますでしょうか。

大野次長、お願いします。

○大野次長 ありがとうございます。

正直、モデル契約といいながら、この契約の規定について、本当に「すばらしいもの」と堂々と言えるのかについては、実は自信がありません。とにかくガイドラインをつくりながら、我々の頭の中で考えて、豊福さんのこれまでの公益信託の実務経験も踏まえ、そういう中で作成した、限界のあるものだというふうに私ども認識しております。具体的なニーズを踏まえたときに、これが本当に適切なのか、これでやつたらいいですよと堂々と言えるようなものが出来上がっているかどうかを含めて、今後これ考えていかなければいけないですし、「すばらしいもの」をつくるには、今後、相当つくり込まなければいけないという認識でございます。ですので、これも今後継続して、いいものにつくるために、段階的に進めていくという前提で御意見を頂ければと思います。

○湯浅座長 今の次長のお話でありますけれども、ぼやっとした御疑問、御意見でもよろしいかと思いますので、いかがでございましょうか。

大塚参与、お願いします。

○大塚参与 今回、信託契約イメージをつくっていただいたことに、まず感謝を申し上げます。信託要項でまとめて最初に記入式になっているという点で、非常に分かりやすいイメージになっていると感じました。

細かい内容については今後考えてみたいと思いますけれども、今後についての感想を述べますと、株式配当活用型の信託契約イメージの作成をしてもらうというのは非常に有意義なことかと思います。それと併せて、これは本当に将来に向けての話なのですが、さらに、信託財産として不動産を使う場合であるとか、そういう様々なパターンがあり得る、ニーズがあり得るかと思いますので、いろんなイメージをつくっていくということが重要なのかと思います。ただ、これは、恐らく実際に公益信託法が施行されて、具体的なニーズが上がって初めてどういうのが必要かというのが分かってくると思いますので、これまた今すぐにというわけでは全くございません。1年後、2年後、あるいはさらに5年後などを見据えながら、どういうイメージが必要なのかということを考えていっていただければと思います。これも内閣府さんだけでやるべきことだとは思いませんので、実務に携わる人たちあるいは研究者も併せて、どういう信託が扱えるのか、その場合、どういう条項が必要なのかみたいなことはみんなで考えていく必要があると思っております。

以上です。

○湯浅座長 先ほどに引き続き、前向きな御意見ありがとうございます。

では、御回答をお願いします。

○豊福企画官代理 おっしゃるとおり、これから具体的なニーズというのが、受託者になろうとする方からいろんなパターンが出てこようかと思っております。信託協会さんもこれからもいろいろ営業に力を入れていただけると思っていますし、現に幾つかの銀行さんや企業さんから相談もちよこちよこは出てきております。これを全て新しくつくり込むの

はなかなか難しいかと思っておりますけれども、そういう実務を積み重ねながら、また新たなパターンを作成の上、提供できればと考えているところでございます。その際、またいろいろな御指導を頂ければと思っているところでございます。

○湯浅座長 岡本参与、お願ひします。

○岡本参与 中身をまだあまり勉強していないのですけれども、一つは今回の要項をつくられているのはすばらしいし、一番最初に、あくまで一つの例であると明記されているのもとてもいいと思いました。

要項のところで、ほかのところでも書かれているのですけれども、相対的記載事項と任意的記載事項を区別して色分けでもするといいのではないかという気がしました。これは相対的、こちらは任意なのだということについて、その要件について、本当はこういうのはハイパーリンクがぴったりというか、これを考えるときはここでと、オンラインでそういうのができてくるというか、多分、AIにつくってと言ったらつくってくれるという世の中だと思うので、そのモデルとしても最低これだけの要件が必要ということについてのベーシックなものをつくる必要があるかなと思っていますので、一つのたたき台としてこういうのができましたということでの意味はすごく大きいし、ありがたいと思っています。これが1つ目です。

2つ目は、関西でそういうのをみんなで頑張って、地域での人的なネットワークをつくり、金融界の方、行政の方、非営利セクターで公益的な事業をいろいろやっておられる方の人的なネットワークがあつて、信頼感が生まれてくるということがあります。しかも、公益法人の方が入ると、細かい手続をよく分かってくださっているので、そういう会を各地域でつくれていくことが普及のために非常に重要なと思います。その普及のためにいろんな形でのプッシュをお願いしたいと思っています。

ちなみに、今回、12月22日に第2回の関西での研究会を、そういう準備会をやろうということで、公益信託の方、金融界の信託銀行の方にも従来の事例を報告していただいたり、新しいところでは、ワークショップに参加された宝楽さんにコミュニティ財団からの信託契約の事例をつくれほしいということも言っていますし、もう一つは、文化財保護の修復の仕事をしておられる株式会社の方に、文化財保護関係での信託行為事例をつくれほしいということも含めて事例研究として発表してほしいということも言っているので、そういう意味でいくと、そういうモデル信託行為が民間からどんどん出てくるようなことが望ましいし、そういうことをプッシュしてほしいと思っています。

従来、例えば長い間、社会福祉法人や学校法人というのは寄附行為ということができて、全部それが合致しているようなもので、私はそれはNPOの魂を売るようなものと言っているのですが、つまり、定款上の目的がほとんど同じというのは、あほちゃうかというふうに思いますね。だって、自分たちがやりたいことを最も鮮明に書くような定款上の目的がほとんど役所がつくったもので、ちょっとだけ変えて、字句を変えると、これは変わっているじゃないかと怒られるというような運用が行われていることもあります。そういうよ

うにならない形で民間から、公益法人協会の太田会長もモデル信託行為の事例を出されておりますが、そういう民間からたくさんのモデル信託行為が出てくることが望ましいということをできる限りプッシュしていきたいし、こういう委員会の場所でもそれを記録にとどめて、みんなでつくっていこうということを出したいと思っています。特に金融界の方が委託者との、つまりお金を持っている方との御縁が深い。金融界の方はここにもおられるわけですけれども、そういう方が地域のネットワークに積極的に参加していただくことが非常に重要なので、いろんな意味でのプッシュやサポートをお願いできればいいかなと思っています。

以上です。

○湯浅座長 岡本参与、ありがとうございます。

内閣府ができるのは広報なのでしょうけれども、その件に関しまして、次長、お願ひします。

○大野次長 御指摘のとおりかと思っておりまして、私どもとしても、このモデル契約をつくっていたときも、頭の中で考えるだけであると本当に分からぬことがあります。ですので、民間の方々ともよく協力して、民間からそういったことが起こってくるということをより応援していきたいと思っております。

○岡本参与 一つ質問ですけれども、これから1月に説明会とワークショップをされるということを聞いています。ワークショップは関西であれば10団体を受け付けますということを広報で知ったのですけれども、どんな内容でされるのかが分からぬので、そういう機会をもっと周知すれば、自分たちもモデル信託行為をつくってみたいというところが出てくる可能性もあるので、どんなことをされる予定なのか、教えていただければありがたいと思います。

○豊福企画官代理 9月にやりましたワークショップを少しコンパクトにしたような形で、信託契約をつくるかどうかあれですけれども、信託行為とか、その辺り、公益事務は何だろうかとか、そういうのを書いてイメージが持てるようなことをやろうということで、目下、素案を作成中でございます。

○岡本参与 ぜひまたその情報について教えていただいて、参与もできたらそういうところに見学というか、勉強できる機会として。

○豊福企画官代理 午前中に全体的な制度の説明会をやりまして、その説明を聞いた上で、午後、もう少し実務的なところ、作業的なところを考えているところでございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

よろしくございますか。

弥永参与、お願ひします。

○弥永参与 信託契約イメージのところで、例えば31条を見ると、これは任意的記載事項なのですが、もともとの、本来のというか、普通の契約だと、例えば契約の存続期間とか、その終了、あるいは契約の内容の変更、そういうものについての規定というのがあるよう

な気がします。31条1項だと、これでは終了することができないというのが書いてあるのですが、終了する場合、委託者と受託者、これはもちろん公益信託に当てはまるわけでは必ずしもないですけれども、普通の契約だと、契約当事者間で終了させることができるとか、そういう規定がもともと前提としてあります。そういう規定は、法律の規定とか、そつちに委ねて、この契約書は出来上がっていると考えていいですか。つまり、普通の契約だと、存続期間とか、終了とか、あるいは内容の変更をどういう手続でやるかと大抵書いてあるような気がするという素朴な理由なのですけれども。

○豊福企画官代理 合意の終了は一応できないというのが法律上の立てつけになっています。

○弥永参与 だからいいのですね。

○豊福企画官代理 はい、10条で期間を、始期があつて、31条2項の終了事由が来たときを終期にしております。あと、30条で変更の話をちょっとだけ書いているところでございます。変更も中身によって変更認可の対象となるところがあつたりしますので、この2つの関係があろうかと思っています。

○湯浅座長 そのほかの参与の方、よろしいでしょうか。

吉谷参与、お願いします。

○吉谷参与 5章ではなくて全体の話でもいいのかなと思いましたので。今回、モデル契約についてはほとんど見ることができておりませんでしたので、また見せていただこうとは思いますが、ガイドラインと契約書を通じて非常によくつくり込んでいただいて、感謝させていただきます。

今回、パブコメとパブコメ回答を見て、改めてガイドラインを見るたびに、私自身が、ここにこんなことが書いてあったのだなということに気づくぐらいで、自分でも本当に読み込んでいるのかどうか自信がないぐらいに改めて思いました。そういう意味で、これからやろうとする一般の人が読まれるのは大変だろうなと思いましたので、そこは受け付ける方によく御指導いただく必要があるのかなと思います。

そして、ガイドラインも契約書についても、私、信託銀行に所属しておりますので、やはり一般的の公益信託をイメージされて書かれている部分がかなり多いと思いますので、信託銀行に直接当てはめることができなくて、ちょっと読み替えるみたいなところはやはりあるのかなと思いながら、例示的な形で書いていただいているので、そこはそれでいいだろうということで、パブリックコメントでも信託協会からもそんなにたくさん意見は出していたなかつたということです。ですが、やはりこれから具体的なもの、認可手続に入ってきた中で、ちょっと書き方としては、ずれているみたいなところがあると思いますので、そこを蓄積していただいて、今後、標準化された形で認可手続を進めていただけたらと考えております。

もう一点だけですが、先ほどから目的信託の話が出ているのですけれども、私は、目的信託と同じような経済的な効果を持つことを一般的な信託を使ってもできると思っていま

す。ただ、それは実はあまり使われていないという現状があると思うのです。確かに税の制度は一般的な信託と目的信託で違うので、そこははっきりと違うのですけれども、それ以外のところはほぼ同じようなものが一般的な信託を使っても目的信託ができる。でも、それはあまり実は使われていないという現状があって、やはり信託というものがまだよく知られていないのではないかというところにまず原因があるので、信託に携わる者としてはそういうことにも気を配らないといけないと思っておるのですが、今回、公益信託というものが注目されるところで、改めてそういう信託というものの使い方について考えていただく機会になると本当にありがたいと思っております。

感想で恐縮ですが、以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

○岡本参与 今の意見は本当に大切なことだと思います。特に後半の、公益信託でなくても、例えば先ほど言いましたが、信託法の、信託になるかどうかという、NPOの目的と同じ場合というような事例を出しましたけれども、では、NPOに信託するとか、寄附でなくても信託するという形だってあり得るわけだから、NPOを受益者にして信託するという形もあるので、そういう意味での可能性というのもこれから認可行政に関わるような職員の方々にも理解していただいて、そういう可能性もあるということは広報の中でも入れていただくのもいいかなと思います。これが一点です。

もう一点は、ガイドラインの中で、先ほど座長に一任ということで座長の責任が大変重いなと思って実は同情しているのですけれども、軽量型がマジョリティーになる可能性は規模感からすると十分にあるわけです、現状からいくと。そうすると、軽量型向けのガイドライン、シンプルガイドラインをここで、それから逸脱する場合にはロングバージョンを見てほしいという、簡易型のガイドラインをつくられてはどうか。ただできれば忙しいのにもっと仕事を増やすのかというふうに座長にも職員の方にも思われそうな気がしますが、310ページを読まないとできないのでは困るので、30ページで読めるというようなガイドを軽量型に向けてつくっていただきたいということを要望しておきたいなど、座長の責任は重いから大変と思いますが、できたらよろしくお願ひいたしたいと思います。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

よろしくございますか。

長々ありがとうございました。

以上で議事関係は全て終了ということでおろしいでしょうか。

それでは、最後に事務局から何かございますでしょうか。

○高角局長 事務局長、高角でございます。最後なので御挨拶させていただきたいと思います。

この研究会としては1年間、11回にわたり御議論いただきまして、大変ありがとうございます。私自身も大変勉強になりました。

以前にも申し上げたことがあるかもしれませんし、研究会での議論を振り返るとそういうことだったのではないかと思うのですけれども、公益信託というのはフレキシビリティの高い制度で、非常に大きな可能性が広がっているのですが、同時に、何が起こるか分からぬという怖さがあります。行政庁としては正直怖いと思っている。怖いというのは、自己保身的な意味もなくはないですが、それよりも、問題が起こって、この制度の信頼性自体が致命的なダメージを受けるということは何としても防がなければいけないという思いなのでしょう。そこで、明らかに穴になりそうなところは塞いでいくというようなことをやっていくと、ガードがどんどん高くなっていく。一方で、やはり制度として使っていただけるものでなければ意味がないのでありますし、この1年間様々な議論を頂きながら、考えの至らないところも随分気づかされたと思っております。そういう成果としてこのガイドラインが、バージョン1.0かもしれませんけれども、ひとまず整いつつあるということで、制度をこれから動かしていく上でのスタートラインには何とか立てそうな感じなのかなと思っています。

4月までにやるべきことは多々ありますし、4月以降も隨時見直しをしていく。制度を運用していきながら、パッチを当てていくような修正もあると思いますし、ここはやはり過剰な規制だったねという部分も当然出てくると思いますので、そういったところは隨時御意見を頂きながら修正していく必要があると思っております。

同時に、この間、ワークショップの実施などを通じて気づかされた部分でもありますけれども、制度をつくって、できたから、では申請をお待ちしておりますというのでは、この制度は広がっていないか。やはり、いかに公益信託を知っていただくか。資産を持っていて、それを社会貢献のために使いたいというふわっとした思いの部分にいかにアプローチしていくのかということも考えていかなければいけないのではないかと思っております。

先週でしたか、私ども公益対話フォーラムというものを開催させていただきまして、寄附文化の醸成というテーマで議論をいたしましたが、遺贈寄附などの一種のブームが来つつあるのかなとも思う中で、そういったものとうまくセットでこの公益信託も普及を図つていけばと思っているところでございます。

研究会としては一区切りということになるかと思いますけれども、参与の皆様方には今後も様々な形でお知恵を頂くこともあると思います。引き続き御指導いただければ幸いでございます。1年間にわたり、どうもありがとうございました。

○豊福企画官代理 それでは、事務局のほうから再度御報告させていただきます。

今後の予定でございますけれども、本日の議論や、頂いた御意見等を踏まえて、座長に御了解いただいたガイドライン案を12月19日金曜日に開催予定の公益認定等委員会に報告し、同委員会にて御議論いただき、公益信託認可等ガイドライン、内閣府公益認定等委員会、内閣府公益法人行政担当室として決定、公表する予定にしております。

本日の会議資料、議事概要、議事録を公益法人informationにて公表する予定でございます。また、議事録につきましては、記録が整い次第、参与の皆様に内容の御了解を頂き、

公表させていただく予定でございます。

事務局からは以上でございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

それでは、第11回「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会」を終了とさせていただきます。

研究会における議論は本日をもって終了となりますけれども、ガイドライン決定後も内容の見直しは適宜行っていく方針でございます。引き続き、関係者と対話しながら、よりよいものを目指していく予定でございます。参与の皆様方には、御多忙の中、1月の第1回から約1年間、積極的な御議論を頂きまして、本当にありがとうございました。